

(書式 3 - 4)

共同相続不動産を売却処分する合意書

合 意 書

〇〇〇〇を甲、〇〇〇〇を乙、〇〇〇〇を丙として、甲、乙、丙が被相続人〇〇〇 (相続開始平成〇〇年〇〇月〇〇日) より相続した別紙物件目録記載の土地 (以下「本件土地」という) の処分等に関し、次のとおり合意する。

記

第 1 条 甲、乙、丙は、本件土地が各人の持ち分 3分の1 ずつの共有であることを確認する。

第 2 条 甲、乙、丙は、今般、本件土地を売却し、その売却代金から諸費用 (仲介手数料、弁護士費用等) を控除した残代金を上記持ち分に応じて配分処理することに同意する。

第 3 条 甲、乙、丙は、本件土地の売却手続、及び代金配分手続等一切を弁護士〇〇〇〇に全て委任するものとし、本合意成立後速やかに、同弁護士に対する委任状等必要書類を交付する。

第 4 条 本件土地の売却代金は、最低金〇〇〇〇円以上とし、この金額を下回る状況に至った場合、別途、甲、乙、丙間で協議し、その結果を前記弁護士に報告して処理する。

第 5 条 甲、乙、丙は、本件土地処分に関しては本合意書に定める以外、相互に何らの債権債務もないことを確認する。

以上の合意成立の証として、本合意書 3 通を作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印の上、各 1 通を所持する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

甲

住 所



乙

住 所

丙

物件目録

1 所 在

地 番

地 目

地 積



解説

(前文)

本文例は、分割協議の時点で共有状況で残在させた不動産について、協議と同時、又は事後に売却処分して配分することを決める際の合意書である。

(第1条)

売却にあたり各人の持分を明らかにしたものである。

(第3条)

共有者の一人が代表して売却手続を進めていくことも可能である。しかし、相続人間で紛争が生じかねないため、全員が納得する弁護士にその手続を全て任せたものである。

(第4条)

一応、売却代金の下限を取り決め、後日当事者間で代金についての不満を生じさせないように配慮しておいた方がよいと考えられる。

(印紙)

本件の文書には、印紙は不要である。